

議会改革検討特別委員会

活動報告

本委員会では、議会運営の見直しなどについて調査・審議しています。委員会での決定事項は随時議会運営に取り入れていきます。

矢巾町議会視察〈小委員会〉（28年11月29日） 全ての基本は議会基本条例にあり！

●議会基本条例の制定 ました。24年12月から約
矢巾町議会は27年3月 2年3カ月をかけて、協
に議会基本条例を制定し 議・検討、先進地視察等



議会改革について説明を受ける小委員会委員（写真右）

を重ねました。
議会基本条例が全ての
議会運営の基本である
ことです。

●政務活動費の交付
矢巾町議会では、1万
6千円（議員1人/月）
を議員の所属会派に対
して交付しています。

規程で支出項目（調査
研究費、研修費、資料購
入費など）を分類し、経
費の支出可否を定めてい
ます。使用後には領収書
を添えて議長に会計報告
を行います。

政務活動費で視察研修
を行った場合は、2カ月
以内に全員協議会で視察
結果を報告することとし
ており、公正で透明性の
高い運用をしています。

●通年議会の運用
1年間を1会期とし、
定例会の回数を1回と定
めています。告示が1年
に1回のみとなるため、
災害に伴う補正予算の審
議など、緊急の事態に迅
速に対応することができ
ます。

どんどん 改革していきます！ 委員会での 決定事項

28年9月定例会で特別委員会が設置され
た後に議会運営に取り入れた新たな取り組
みについてお知らせします。
今後も議会運営の見直しを積極的に行い、
開かれた議会を目指します。

●決定事項 1

町内各種団体との意見交換会を実施
します！

団体等の現状の活動や抱えている課題に
ついて、議会と意見交換をしませんか？

対象者…①町内の団体（自治会、産業・経
済団体、社会福祉団体、体育

・文化団体等）

②町民5人以上のグループ等

応募方法…申込書（議会ホームページか
らダウンロード可）に必要事
項を記入し、FAX、メール
等でお申込みください。

●決定事項 3

定例会の日程と内容をより
多くの方法で皆さまにお知
らせします！

○お知らせの方法

①地区の掲示板等にポスター
を掲示

②役場、中央公民館、中央コ
ミュニティセンター、公民
館などの建物にポスターを
掲示

③役場の窓口を持ち帰り用の
チラシを設置

④議会だよりに次回定例会の
開会日を掲載

※今号にも掲載しておりま
す！16ページをご覧ください。
さい。

⑤議会ホームページに掲載
（今後も継続）

⑥防災行政無線で放送（今後
も継続）

●決定事項 2

近隣自治体議会との合同研修会の開
催を提案します！

近隣自治体議会（大槌町、岩泉町、田野
畑村、普代村）と宮古市議会との合同研修
会の開催を近隣町村議会に提案します。